

核兵器廃絶の国連決議採択後の  
核兵器のない世界への取組強化を求める意見書

平成29年12月5日、国連総会本会議において、我が国が77カ国の共同提案国を代表して提出した核兵器廃絶決議案（核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動）が、賛成156カ国、反対4カ国、棄権24カ国の賛成多数で採択された。

共同提案国には、核保有国である米国、英国、仏国も含まれ、また、賛同国には、平成29年7月7日に採択された核兵器禁止条約に賛成した95カ国も含まれている。

この核兵器廃絶決議は、核保有国、非保有国など幅広い国々の支持を受け採択されたもので、核兵器のない世界の実現に向けての大きな一歩と確信する。

我が国においては、広島と長崎への原爆投下の惨禍の体験がある。長与町は、昭和20年8月9日、午前11時2分の原爆投下により、長崎市と同じように被害を受けた被爆地であり、同時に長崎市への救援列車の発着駅として、被爆者救援に尽力した町でもある。

長与町では、核兵器の脅威をなくし、世界平和と人類の恒久的な安全・生存を保持するため、紛争・戦争のない世界の実現を強く望み、平成6年9月19日、核兵器の廃絶を願って「平和で安全な町」を宣言し、平和の尊さと核兵器の悲惨さを後世に伝え続けている。

我が国は、非人道的な核兵器使用の悲惨さを全世界に発信できる唯一の国であり、核軍縮の実質的な前進に向けて、核保有国と非保有国、立場の違う国々との橋渡し役ができる国でもある。

よって、国におかれては、国民の生命財産を守る責任を有する政府として、安全保障における現況の脅威に対し適切に対処するとともに、国連での核兵器廃絶決議の採択を受けて、核兵器禁止条約の署名・批准等、様々な問題解決に向けて、具体的取組を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年6月14日

長崎県長与町議会